

役員及び評議員の報酬等に関する規程

（目的）

第1条 この規程は社会福祉法人ハートフル記念会の役員及び評議員の報酬について定めるものである。

（定義）

第2条 この規程で言う役員とは、理事及び監事を言う。

（理事会及び評議員会出席の交通費）

第3条 役員が理事会に出席した時及び評議員が評議員会に出席した時は、別表第1により交通費を支払う事が出来る。

- 2 交通費の実費が別表第1の実費弁済額を超える場合には、その実費を支払う。

（理事の実働報酬）

第4条 理事長及び業務執行理事の実働報酬は、別紙第2に定める。

- 2 理事が法人及び施設の運営の為に以下の業務にあたった場合は、別表第2により報酬及び交通費を支払う事が出来る。但し勤務実態を証明できる記録を残すことを条件とする。

- ① 理事長の命を受けて、運営会議、職員会議、その他法人及び施設の運営に重要な会議に参画して運営状況や課題の把握をし、事業の運営に関する指導や助言を行い、理事長に報告を行う場合
- ② 理事長の命を受けて、専門的な知識を活用して、法人及び施設の業務を行う場合。
- ③ 理事長の命を受けて、毎月の会計報告、事業報告等を調査し、法人及び施設の管理や経営、運営方針について指導、助言を与え、理事長に報告する。
- ④ 理事長の命を受けて、理事長の代行として外部の各種会議や常時に、法人及び施設を代表して参加し、所要の対応を行い、理事長に報告する。
- ⑤ その他、理事長が必要と認め、業務を指示した場合。

- 3 交通費の実費が別表第2の実費弁済額を超える場合には、その実費を支払う。

（監事の報酬）

第5条 監事が法人及び施設の運営を指導、助言したり監査業務に当たったりした場合は別表第2により報酬及び交通費を支払う。

2 交通費の実費が別表第2の実費弁済額を超える場合には、その実費を支払う。

(出張旅費)

第6条 役員及び評議員が法人業務の為に出張する場合は、別表第3によりその報酬及び旅費、滞在費を支払う。

2 旅費は実費を支払う。

3 業務遂行に必要な経費は実費を原則として支給できる。

4 旅費は実情を考慮して、別表第3の50%増し迄、増額することが出来る。

5 旅費は原則として出張後に精算する事とするが、必要により概算額を前払いし、出張後に精算することが出来る。

(適用除外)

第7条 施設の職員を兼務する役員はこの規定を適用しない。

(役員報酬総額の限度)

第8条 役員報酬の総額は年間1800万円以下とする

(改正)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則 この規程は、平成21年4月1日より施行する。

附則 この規程は、平成25年4月1日より一部改正施行する。

附則 この規程は、平成26年2月1日より一部改正施行する。

附則 この規程は、令和2年1月1日より一部改正施行する。

(令和元年12月11日開催「第63回評議員会」承認・制定)

別表第1（会議出席交通費）

区 分	交通費
理事会出席	3,000円
評議員会出席	3,000円

別表第2（役員報酬及び交通費）

区 分	報 酬	交通費
理事長	20,000円/半日	無し
業務執行理事	40,000円/一日	
理 事		
監事監査・指導報酬	6,500円/時間	3,000円/回

※業務執行理事とは、社会福祉法第45条の16第2項第2号及び定款第4章第16条第3項に基づき理事会の決議によって選定された理事を言う。

別表第3（旅費・交通費）

区 分	交通費	宿泊費	出張報酬	必要な経費
金 額	実 費	20,000円/ 日	20,000円/ 日	実 費